

業務方法書の取扱いの一部改正について

1. 業務方法書の取扱い(平成16年5月6日通知)

(下線部分変更)

新	旧
<p>(報告事項)</p> <p>第6条 業務方法書第22条に規定する当社が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当社が必要と認める書類を添付して報告するものとする。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p><u>(14) 金融商品取引業者にあつては、法第46条の3第2項の規定に基づく関係会社に関する報告書を作成したとき、銀行等又は保険会社にあつては、法第48条の2第2項の規定に基づく関係会社に関する報告書を作成したとき、外国法人である金融商品取引業者にあつては、法第49条の3第2項の規定に基づく関係会社に関する報告書を作成したとき。</u></p> <p><u>(15) (略)</u></p> <p><u>(16) (略)</u></p> <p><u>(17) (略)</u></p> <p><u>(18) (略)</u></p> <p>2. <u>前項第16号に掲げる場合の報告においては、同項本文に定めるもののほか、同項第16号において作成した書面(中間業務報告書又は中間決算状況表を除く。)に添付される計算書類に係る会計監査人の監査報告書(これに準ずるものとして当社が適当と認めるものを含む。)を添付するものとする。</u></p> <p>別表</p> <p>受入予定証券残高及び担保指定証券残高に係る評価額等に関する表(第12条第2項関係)</p> <p><u>6.第1項の規定にかかわらず、担保指定証券として預託できる機構取扱有価証券のうち、DVP 参</u></p>	<p>(報告事項)</p> <p>第6条 業務方法書第22条に規定する当社が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当社が必要と認める書類を添付して報告するものとする。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(14) (略)</u></p> <p><u>(15) (略)</u></p> <p><u>(16) (略)</u></p> <p><u>(17) (略)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>別表</p> <p>受入予定証券残高及び担保指定証券残高に係る評価額に関する表(第12条第2項関係)</p> <p><u>(新設)</u></p>

加者が発行する機構取扱有価証券(当該 DVP 参加者の親会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。))第8条第3項の規定により当該 DVP 参加者の親会社とされる者をいう。以下この項において同じ。))子会社(財務諸表等規則第8条第3項の規定により当該 DVP 参加者の子会社とされる者をいう。以下この項において同じ。))又はその親会社の子会社の発行する機構取扱有価証券を含む。))については、当該 DVP 参加者が担保指定証券として預託できる機構取扱有価証券から除外することができる。

7. 第1項の規定にかかわらず、担保指定証券として預託できる機構取扱有価証券について、DVP 参加者が株券等(株券、投資証券、優先出資証券、信託受益証券及び上場投資信託受益権をいう。))を担保指定証券として預託する場合において、銘柄ごとの預託数量が当該銘柄の上場株式数(投資証券にあつては上場投資口口数をいい、優先出資証券にあつては上場優先出資口数をいい、信託受益証券にあつては上場口数をいい、上場投資信託受益権にあつては上場受益権口数をいう。))の5%相当数量を超える場合について、当該 DVP 参加者に対する当該銘柄における5%相当数量を超過する部分を除外することができる。

8. 前2項のほか、第1項及び第3項の規定にかかわらず、当社が必要と認めた場合には、担保指定証券として預託できる機構取扱有価証券又は国債証券を限定することができる。この場合において、当社は、あらかじめその旨を DVP 参加者に通知するものとする。

(新設)

6. 第1項及び第3項の規定にかかわらず、当社が必要と認めた場合は、担保指定証券として預託できる機構取扱有価証券又は国債証券を限定することができる。この場合、当社は、あらかじめその旨を DVP 参加者に通知するものとする。

2. 附 則

この改正規定は、平成20年6月16日から施行する。

以 上